

平成30年9月10日

各 位



中央港荷役株式会社
Chuou Minato Niyaku Co.,LTD

取締役社長 花澤政男

通関業の「営業所新設許可」取得のお知らせ

弊社は、平成30年6月29日付で、千葉本社を通関業の営業所として横浜税関管轄内における「営業所新設許可」を財務大臣殿よりお受けしましたので、お知らせいたします。

弊社は、これまで船橋港を中心に通関業者として、輸出入貨物の取り扱いを行ってまいりました。営業所の新設許可を受けたことにより、2拠点で通関業務を遂行する体制が整い、既に千葉港に於いても、輸入通関業務の取り扱いを開始しいたしております。

今後は、両拠点の力を合わせ、通関業に関わってくる、貨物の保管から引取り、引渡し、コンテナのバンニング、デバンニング、外国貿易船に於ける船積み、船卸に関する一貫作業を強みに、これまで以上にきめ細かな物流サービスと+αの真心を提供し、更なる業務拡大を図る方針でございます。

通関業務をご依頼いただいている皆様におかれましては、今後とも弊社をお引き立て賜ります様、お願い申し上げますと共に、通関業者をお探しの皆様は、我々中央港荷役株式会社を検討の列に加えていただけたら幸いです。

記

1. 営業所新設許可を受けた営業所名および所在地

中央港荷役株式会社 本社

千葉県千葉市中央区中央港2丁目4番6号

2. 許可年月日

平成30年6月29日

以上